

食安輸発1212第1号
平成26年12月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産食用切り身まぐろ)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年12月4日付け食安輸発1204第1号）によりお知らせしたところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、フィリピン産食用切り身まぐろからサルモネラ属菌が検出されたことから、同通知の別表1のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表2の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。

を追加し、別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。